[プロジェクトポリシーNo] 006

[プロジェクトポリシー名]

デジタルワークシェアコミュニティ

作成日 令和6年6月21日

発足者 一般財団法人全国地域情報化推進協会 (APPLIC)

【プロジェクトコミュニティ概要】

テーマ	地域の人手不足を解決するための手段であるワークシェアについて、デジタルの技術を駆使して、時間や場所を限定せずに、地域と地域をつなぎ、効果を最大化する「デジタルワークシェア」の共通ルールや機能について検討する。 デジタルワークシェアは、仕事の地域循環と、地域住民がご自身の生活を優先しながら、地域のデジタル化の主体として活躍できることを支援する。
取組の背景	「雇用のミスマッチ」と「人材不足」という課題が地域では起きており、働き手の確保に苦労される方がいる反面、子育て、ひとり親、介護など様々な事情を抱えている住民はいかに仕事を確保して、生活を安定させるかに悩みを抱えている現状がある。これらの課題はICTを活用したテレワークを手段に、働く時間や場所を柔軟にし、個人の生活条件に合わせながら働くことができる人を増やすことで解決できると考えられ、令和5年度に総務省の「テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証事業」にて、全国的なモデル、基盤づくり等の検証を行った。
取組の目的 及び達成す るゴール	地域におけるデジタル人材の育成及びデジタルを駆使した柔軟な働き方の推進による地域の労働力向上を目指す。 単一の自治体による取組では、効果も限定的であり、また同様の取組を各地で行うことによる非効率性も考えられるため、自治体が連携する働き方の共助の仕組みとして、「デジタルワークシェア」が全国に定着することを目的とする。 本コミュニティでは、自治体連携のデジタルワークシェアを推進するために必要な共通ルール、マニュアルの設定を行い、地域住民が主体となる地域 DX

化、地域における雇用創出、仕事の地産地消、循環を推進する。

コミュニティの立ち上げ当初は、自治体業務を地域住民に切り出し、自治体業務のサポートができる人材と、業務を担う人材を支援する組織・機能の検証をターゲットとし、将来的には民間業務の支援と、業務シェアの拡大を想定する。

【検討すべきルール・機能(案)】

- ○事業運営体制
- ○住民ワーカーの契約形態
- ○業務の切り出し方法
- ○業務シェアに必要な機能

築

【プロジェクトコミュニティ参加者に求める要件・事項】

	①自治体の参加条件/
	地域住民の就労支援に積極的に取り組んでいる自治体。主に庁内の DX に資す
	る業務を地域住民に業務委託すること等を前向きに検討し、事業継続に責任
4 tu 0 a	を持ち、自治体間の情報共有等に積極的に取り組むことができること。
参加のルー	②企業の参加条件/
ル・発生す	自治体と連携し、地域の社会課題解決に取り組んでいる企業。
るコスト条	
件	2 か月に 1 回程度の会議実施(基本はオンライン)と必要に応じて先進事例
	の視察・調査等を実施する。テーマに応じて役割分担を行い、年度末に報告
	書の作成を想定する。活動資金については各団体・社の負担によって活動い
	ただきたい。
	○データ流出/取り扱いデータ範囲とルールを設定する。
	○プロジェクト要件変更/参加メンバー間の合意をもってプロジェクト要件
	の変更を可能とする。
	○人的リソースの不足によるプロジェクトの停滞/タスクの優先順位を設定
リスク対応	し、対応可能な範囲でプロジェクトを運営する。
	○プロジェクトメンバーの脱退/継続的な事業化を想定して参加いただくこ
	ととし、特に年度途中での脱退は基本的に不可とするやむを得ない場合は引継
	ぎ先を設定した上で、継続性は担保する。
	※プロジェクト進行中にリスクが想定された場合は適宜対応策を設定する。
	Maria And And And And Caulty Line 上内心水 C 以上 1 300

	・プロジェクトコミュニティ運営において提出された知的財産の利用範囲は
	原則として当該プロジェクトコミュニティの活動に限る。当該プロジェクト
知的財産の	コミュニティの活動の枠を越えて使用する場合は、当該知的財産の提出者及
取扱い	び運営委員会の事前の書面による承諾を得るものとする。
※会則第 47 条	・プロジェクトコミュニティ等の本会活動を通して新たに生じた知的財産に
抜粋	ついては、当該知的財産の創出に寄与したプロジェクトコミュニティにおけ
	る議論も踏まえ、運営員会においてその帰属及び利用方法等について定める
	ものとする。
備考	
関係省庁 (希望)	デジタル庁、内閣府、内閣官房、総務省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省等